

おんが

発行所 役場
 編集所 庶務課
 印刷所 印刷所
 印刷所 印刷所

◎ 永久選挙人名簿登録について

— 新有権者も登録の申出を —

選挙人名簿に登録されることは、選挙権行使の要件で、実質上選挙権があつても、選挙人名簿に登録されていなければ選挙権を行使することができません。一

昨年法律が改正され、選挙権のあるもので、居住地の選挙人名簿に登録されてい

ないもの(新有権者を含む)は、原則として本人の申出がないかぎり名簿には登録され

ないことになりました。これは、国民の基本的な権利である選挙権を国民

自らの責任において行使させよという主旨によるものです。

そこで、選挙人名簿に登録されるには、どのような手続をすればよいか、選挙人名簿登録は年に何回か。登録資格者は、どのような要件を備えたもので、登録できないものはどういつた場合か、などいろいろ

な疑問について以下簡単にのべてみましょう。

1 選挙人名簿登録は年二回(三月三十日、九月三十日)

2 登録の申出はいつでもできる。(日曜祭日は除く)

3 登録の申出は、原則として本人が選挙管理委員会に文書(役場窓口に関係用紙があります。)でなければなりません。申出のときに選挙人名簿登録証明書か未登録証明書

を前住所地からとりよせ申出書に添付することになつていますが、この関係は住民登録法の改正(昭和四十二年十一月十日施行)により住民異動届のなかで証明されることになりました。

新有権者(満二十才に達した人)の場合は証明書は必要ありませんが、登録の申出だけは必ずしな

ければなりません。

4 登録の申出をしないと原則として選挙人名簿には登録されません。

5 登録資格および要件(4)日本国民であること(5)年令満二十才以上であること。

(6)三月一日、九月一日までそれぞれ三カ月以上引き続き住んでいるもの

6 登録できないもの(4)禁治産者(5)禁こ以上の刑に処せられたもの、およびその執行を受けることがなくなるまでのもの

(6)選挙犯罪等により選挙権が停止されているもの

7 三月一日、九月一日までに登録の申出をしたものが5の資格要件を備えていれば三月三十日、九月三十日にそれぞれ名簿に

登録されることになり、以後に転入されて登録の申出をされても三月三十日に決定する選挙人名簿には登録する事が出来ません。しかし満二十才に達した人は三月二十日までに登録の申出をされると三月三十日に決定する選挙人名簿に登録します。

(5)の要件を満たした人(8)選挙人名簿の閲覧(9)選挙人名簿の閲覧(三月三十日、九月三十日)で名簿に登録する者の名簿を三月十一日から同月二十日までおよび九月十一日から同月二十日までの間役場において関係者に閲覧させます。

10 異議の申出(4)申出人が有権者であること(5)選挙人名簿に不服があること(6)縦覧期間中に限られること(7)選挙人名簿に登録すべき者の決定を行なう選挙管理委員会に対して行なうこと(8)文書でしなければならぬこと以上で登録の申出から選挙人名簿に登録するまでの過程をのべましたが、不明な点は遠慮なく選挙管理委員会へお問い合わせください。

選賀町においても農業施設、水害後の災害復旧工事、学校々舎増築、水害後の学校施設、簡易水道事業、町営住宅、その他事業施設として二千万円にもぼる融資を簡易保険から受けています。

これは皆様が入り添えをお願いします。

右の様な趣旨から町としましてこの運動に協力したいと思つたので町民の皆様のお力添えをお願いいたします。

【生活設計】

簡易保険加入運動

簡易保険は国民の経済生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに加入者から払い込まれた保険料は簡保資金として地方公共団体政府関係機関等へ融資され町づくりや団づくりに大きな役割を果たしております。

この度郵便局におきましては明治百年を記念して簡易保険特別加入運動を行う

ことになりましたが簡易保険は国の事業でありまして国民の福利増進を目的として

ていることは皆様も御承知の通りですが皆様の利益だけ

でなく住みよい郷土を作り、学校、道路、水道、住宅の建設その他公共事業に

大きな役割を果していることはあまり知られておりませ

せん。

町民の動き	
12月末	2,159世帯
男	4,310人
女	4,659人
計	8,969人
1月異動	
減	8世帯
減	24男女
減	3人
1月末	2,151世帯
男	4,286人
女	4,656人
計	8,943人

右の様な趣旨から町としましてこの運動に協力したいと思つたので町民の皆様のお力添えをお願いいたします。

『町民の生命財産を守る消防団』

昭和四十三年消防出初式挙行！！

去る一月十四日午前九時
から遠賀中学校において、
団員一四六名が出動して出
初式を行いました。
当日は、県及び、郡内各

町の消防関係者並びに、町
内外来賓多数の参列を仰い
で盛大に行われ町民に「災
害から生命、財産の保全に
万全を期す」心強さを与え
ました。
なお引続き、消火施設普
及功勞者、優良団員、永年
勤続団員の感謝状及び表彰
状授与が行われて昭和四十

三年出初式を終了しまし
た。
表彰状、感謝状授与者は
次のとおりであります。
(敬称省略)

(+) 福岡県消防協会会長表彰

○ 消火施設普及功勞者

遠賀川区長 石松 泰景
今古賀区長 加藤 弘一
東町区長 高橋 亀雄

○ 永年勤続者

勤続二十五年 第二分団班長 江藤 和良
〃 二十年 第一分団班長 今田 藤弘
〃 〃 第二分団分団長 丸井 博暢
〃 〃 第二分団々員 大場 啓太郎
〃 〃 第三分団副分団長 松本 健吾
〃 〃 第三分団班長 末松 貞次
〃 〃 第三分団々員 高崎 崇
〃 〃 第三分団々員 原田 郁次郎
〃 〃 第一分団班長 子迫 信雄
〃 〃 第二分団々員 舛添 貞謙
〃 〃 第二分団々員 小野 邦雄
〃 〃 第一分団々員 重広 健次
〃 〃 第一分団々員 重広 哲仁
〃 〃 第一分団々員 水上 泰生
〃 〃 第一分団々員 柴田 保彦
〃 〃 第二分団班長 秋武 龍男
〃 〃 第二分団々員 林 厚志

○ 優良団員

第一分団班長 子迫 信雄
第一分団々員 太田 勝美
第一分団々員 太田 善胤
第二分団々員 大場 義信
第二分団々員 秦 虎男
第三分団々員 原田郁次郎
第三分団々員 古野 克憲

○ 優良功勞者

第二分団々員 安永多喜男
第三分団々員 権藤 祥吉

(+) 遠賀町長表彰

〇 初期防火功勞者
遠賀川 副島 栄藏
遠賀川 福岡クボタ遠賀川
営業所

(+) 優良消防班

第一分団 別 府 班
第三分団 浅 木 班

愛の献血をしましょう

！！ 献血はわたしにできるプレゼント !!

主催 日本赤十字社

遠賀町分会

後援 遠賀町婦人会

日時 二月十五日

(十時～十六時)

場所 町公民館

献血とは、不幸な人の為
又は交通事故者の為、個人
個人が自分の血液を無償で
提供することです。

● 献血の出来る方

- 1 満16才以上65才に満たない方
- 2 血液の比重が1.052以上の方

- 3 前回の採血から一ヶ月経過した方
- 4 体重が男45kg以上女40kg以上

● 献血の出来ない方

- 1 献血の日に熱のある方
- 2 風邪をひいた方
- 3 最近伝染病にかかった方
- 4 婦人では生理中の方
- 5 妊娠している方
- 6 過去六ヶ月に妊娠していたと認められる方
- 7 医師が検診をした結果で献血しません。皆様方の健康診断が併せて出来ることとなります。

● 献血して下さった方のために

- ① 献血手帳と献血バッジを差し上げます。
- ② 自分の血液型を知る事が出来ます。A・A・B・O型等。
- ③ 献血された方 又は近親の方で万一輸血の必要が起きた時は他に優先して献血の血液を無料でおかえしいたします。この場合献血手帳を各県下の県立献血センターでお世話します。
- ④ 健康な人は年間二度献血しても身体には何らさしさわりはありません。
- ⑤ 献血者の為に左記のおおり、マイクロボスを配車しますので御利用下さい

- 9時30分 島津橋(堂塔寺側)
- 9時40分 若松神社前
- 9時50分 鬼津公民館前
- 9時55分 尾崎蟹喰バス停
- 10時 尾崎公民館前
- 10時5分 尾崎白草
- 〃 30分 千代丸バス停
- 〃 35分 遠賀中学登り口
- 〃 40分 今古賀バス停
- 11時 松ノ本鳥門橋
- 11時10分 広渡バス停
- 13時 老良公民館前
- 〃 15分 東町末永商店前
- 〃 20分 虫生津バス停
- 〃 25分 浅木神社前
- 〃 30分 〃 四ツ角
- 14時 花園橋
- 〃 10分 木守バス停

昭和43年度町県民税の申告について

所得税の確定申告及び事業税の申告について

①提出期限及び提出場所
 3月15日まで 役場税務係
 毎年税務係職員が直接受付けていない分については記載洩れや添付書類に不備が多数ありましたので、出来るだけ直接税務係に提出下さい。
 (期限までに来庁できない方は区長へ提出または郵送して下さい。)

②申告をしなければならぬ人
 昭和43年1月1日現在当町に住民登録等の有無を問わず住所(生活の本拠)があり、昭和42年中の所得金額の合計額が5万円以上ある人は申告をしなければなりません。
 (5万円以下でも申告書の送付を受けた人は申告をしていただきます。)

③町県民税は……前年の所得(昭和42年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得)に対して課税されますので42年中の所得について申告下さい

④給与所得者で申告しなければならぬ人
 給与所得者は通常の場合申告をする必要はありませんが、次のような特別の人は、申告をしなければなりません。

- ①給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、営業、恩給、退職所得などの所得のある人(注)
- ②所得税の確定申告ではこれらの給与以外の所得が5万円以下であれば申告の必要がありませんが町県民税については、5万円以下でも申告しなければなりません。

(a)本年1月1日現在給与の支払いを受けている人で勤務先から当町役場に給与支払報告書の提出のない人
 (b)昭和42年に中途就職し前職で給与所得のある人で所得税の年末調整を受けていない人
 (c)昭和42年中に給与所得のある人で昭和42年中に退職した人
 (d)雑損控除や医療費控除を受けようとする人

⑤、申告書の送付を受けていないが申告しなければならぬ人
 該当者は、役場税務係に請求の上申告下さい。

⑥わからないとき
 申告書の書き方などについてわからないときは、税務担当者にお尋ね下さい。
 なお、お尋ねになるときは、申告書には住所、氏名、生年月日、扶養控除欄等のわかる範囲は必ず記入して必要書類を持参下さい。

⑦もし申告しなかったとき
 申告義務のある人がもし申告書を提出しなかったとき、申告書に必要な記載がないとき、申告期限を過ぎて申告書を提出したときは所得控除や税額控除をしないで税金を計算することになり余分の税金を納めなければなりません。

①申告期限
 ①所得税の確定申告 3月15日(水)まで
 ②事業税の申告 3月15日(水)まで

②遺賢町役場での受付日時
 当町役場で若松税務署、若松財務事務所員が来場の上所得税の確定申告事業税の申告及び個人の町県民税申告を左記日時に共同受付を行います。
 申告書の住所、氏名、職業、電話番号欄はもちろん、配偶者控除欄の氏名続柄、生年月日は必ず記入しておいて下さい。

月 日	所得税確定申告	事業税申告
3月4日(月)	農業 営業 譲渡 その他	受付
3月5日(火)	同	受付

受付時間 9時30分から16時まで

③確定申告をしなければならぬ人
 ①昭和42年中の各種の所得金額が、「一四七、五〇〇円+配偶者控除+扶養控除額」より多い人は申告しなければなりません。

②給与所得のみの所得者は申告する必要がありませんが、給与以外の所得の合計額が5万円をこえる人、その他特別の人は申告しなければなりませんので申告書の送付を受けたい人で、申告の必要があると思われる人は役場税務係職員に早目にお尋ね下さい。
 ③退職所得についても④と同様です。
 ④確定申告をすれば税金が戻る人
 ①昭和42年中の配当や原稿料などの収入が少なく、そのほかの所得も多くない人
 ②給与所得や退職所得のある人で雑損控除、医療費控除又は寄附金控除を受けることができる人

⑤給与所得者で昭和42年の途中で退職しその後就職しなかったため、年末調整を受けなかった人
 ⑥予定納税をしている人で、申告納税額が予定納税額より少ない人

所得税の確定申告書を出した人の事業税及び町県民税の申告について

前年分の所得税につき確定申告書を出した人は、事業税の申告または個人町県民税の申告の義務はありませんが、当町に本年1月

1日現在住所のある人で若松税務署以外の税務署に提出された人は、確定申告書の「写」を当町役場税務係に提出して下さい。

今月は固定資産税才四期分の納期です
期限内に納めましょう
納期限 二月二十六日(月)

固定資産課税台帳の縦覧

3月1日～3月20日

昭和43年度の固定資産課税台帳を左記のとおり関係者の縦覧に供しますので、おしらせします。

この台帳は、昭和43年度固定資産税(土地、家屋、償却資産)を課税するための基礎となるものですからこの縦覧期間中に台帳を確かめて下さい。

なお、台帳の内容については、不服がある場合は、3

農業委員会委員選挙人名簿を縦覧に供します

一月十日現在で調製する遠賀町農業委員会委員選挙人名簿ができましたので、次のとおり縦覧に供します

この名簿は、先般提出された申請書に基づいて作成したのですが、記載もれや誤載がないか確かめてください。

記

- 一、縦覧期間
2月23日から
3月8日まで
毎日午前8時30分から
午後5時まで
- 二、縦覧の場所
遠賀町役場

戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給手続時効について

大東亜戦争の戦没者遺族で、昭和40年4月1日現在遺族年金又は公費扶助料を受給していない子及び兄弟又は戦没者の氏を称している妻等に三万円の特別弔慰金が支給されることになっています。

今年五月末で、この請求期限が時効となりますので手続未済の方は、三月末までに必ず役場社会係で手続をすませて下さい。

但し、以前に五万円の弔慰金を受給された方に限りません。

高詳細については窓口でお尋ね下さい。

小中学校の卒業、入学式が左記のとおり行われます

- 一、卒業式
遠賀中学校 三月十六日
島門小学校 三月十八日
- 一、入学式
浅木小学校 三月十九日
遠賀中学校 四月六日
両小学校 四月五日

日本赤十字について

日本赤十字(日赤)はわれわれ国民のもので。老若男女、そしてありとあらゆる人が、職場に赤十字の博愛、人道の心をしっかりと抱いて逞しく働いています。

日赤は、天災地変のある度に救助に、物資供給に活動しています。これも一重に平素から皆様方の日赤募金に対する御協力の賜であります。

尊い人命を守るために、福岡市に日赤病院があり、又各地へ出張して胃の検診や、献血に活躍しています。胃の検診は近日中に郡内で行いますが、日時決定しだい回覧板でお知らせします。

転入、転出をしたときは必ず市町村役場に届けましょう

- ①転入・転出・世帯変更等をされていまだに未届けの方はただちに本人か世帯主から届け下さい
- ②前居住地の市町村から転出証明の取れない方は、役場住民係にご相談下さい。

左記の方から遠賀中学校及び遠賀町公民館に寄贈をいただきましたので誌上を借って厚くお礼申し上げます

記

- 寄贈者 有吉警衛
遠賀中学校へ図書
日本の歴史外四冊
- 寄贈者 柴田涼殿
遠賀町公民館へ
大型火鉢 十個

御寄付お礼

次の方々から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。

厚くお礼を申し上げますと共に誌上を借って披露させていただきます。

- 一、金一封
故 原田イト様 香典返し
故 原田喜種殿
- 故 柴田寿雄様 香典返し
故 旧停 柴田寿一殿
故 伊藤鑑喜様 香典返し
故 遠賀川 伊藤照喜殿
故 日南隆子様 香典返し
故 遠賀川 日南香殿
故 広田上枝様 香典返し
故 尾崎 広田一生殿
故 高崎勝美様 香典返し
故 老良 高崎文生殿